



5食生第81号  
5健増第56号  
令和5年(2023年)5月10日

関係団体の長様

長野県健康福祉部長

「食品表示基準Q&A」の一部改正について(通知)

平成31年4月25日に、遺伝子組換え表示制度に関する食品表示基準の一部を改正する内閣府令(平成31年内閣府令第24号)が公布され、令和5年4月1日に施行されました。

については、上記の新たな遺伝子組換え表示制度に関する改正に係る事項等について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準Q&A(平成27年3月30日消食表第140号)」が一部改正となり、消費者庁食品表示企画課長から別添写しのとおり、通知がありましたので、別添資料も参考に御了知いただくとともに、関係事業者への周知について御配意願います。

消費者庁ホームページ(遺伝子組換え表示制度に関する情報)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/quality/genetically\\_modified/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/)

食品・生活衛生課 食品衛生係  
(課長)久保田耕史 (担当)青山篤哉  
直通電話 026-235-7155  
FAX 026-232-7288  
E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp

健康増進課 食育・栄養担当  
(課長)田上真理子 (担当)牧野光沙  
直通電話 026-235-7116  
FAX 026-235-7170  
E-mail kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp



消食表第 155 号

令和 5 年 3 月 31 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長

（ 公 印 省 略 ）

「食品表示基準Q & A」の一部改正について

平成 31 年 4 月 25 日に、遺伝子組換え表示制度に関する食品表示基準の一部を改正する内閣府令（平成 31 年内閣府令第 24 号）が公布され、令和 5 年 4 月 1 日に施行されます。

については、上記の新たな遺伝子組換え表示制度に関する改正に係る事項等について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準Q & A（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 140 号）」を一部改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。



食品表示基準Q & A (新旧対照表)

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p>食品表示基準Q &amp; A (平成 27 年 3 月 30 日消費表第 140 号)</p> <p>目次</p> <p>はじめに～ (GM-24)</p> <p>(GM-25) コーンスナック菓子において、とうもろこしのほかにコーンスターチが主な原材料として使用されている場合の表示はどうか。</p> <p>(GM-26) ～ (GM-36) (略)</p> <p>(GM-37) ・ (GM-38) (略)</p> <p>(GM-39) 「<u>遺伝子組換えでない</u>」旨を任意で表示する場合、どのように表示すればよいか。また、この場合の表示方法として、「<u>遺伝子組換えでない</u>」、「<u>非遺伝子組換え</u>」という例が示されていますが、このほかにどのような表示が考えられますか。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(※改正後の (GM-37) ・ (GM-38) に移動)</u></p>	<p>食品表示基準Q &amp; A (平成 27 年 3 月 30 日消費表第 140 号)</p> <p>目次</p> <p>はじめに～ (GM-24)</p> <p>(GM-25) コーンスナック菓子において、とうもろこしの他にコーンスターチが主な原材料として使用されている場合の表示はどうか。</p> <p>(GM-26) ～ (GM-36) (略)</p> <p><u>(※改正前の (GM-39) ・ (GM-40) から移動)</u></p> <p>(GM-37) 「<u>遺伝子組換えでない</u>」旨を任意で表示する場合、どのように表示すればよいか。また、この場合の表示方法として、「<u>遺伝子組換えでないもの</u>を分別」 「<u>遺伝子組換えでない</u>」という例が示されていますが、この他にはどのような表示が考えられますか。</p> <p><u>(GM-38) 「<u>遺伝子組換えでない</u>」旨の任意表示をする場合の表示方法について、もう少し詳しく教えてください。</u></p> <p>(GM-39) ・ (GM-40) (略)</p>

<p>(GM-40)「<u>遺伝子組換えでない</u>」旨を任意で表示する場合、原料農産物に<u>遺伝子組換え農産物の混入がないこと</u>の確認として、第三者分析機関等による分析は、必ず実施する必要がありますか。</p> <p>(GM-41) (略)</p> <p>(GM-42)「大豆油 (遺伝子組換え)」 「でん粉 (遺伝子組換えでない)」のように、対象農産物名以外の原材料名に括弧を付した表示方法は認められないのですか。</p> <p>(GM-43) ～ (GM-62) (略)</p> <p>(GM-63) <u>遺伝子組換え大豆及びとうもろこしが混入しないように分別生産流通管理が行われた旨</u>の表示を付したものについて、5%を超える<u>遺伝子組換えの混入</u>があることが判明した場合など、不適正な表示については、どのような措置がとられるのですか。</p> <p>(GM-64) (略)</p> <p>別添 ゲノム編集技術応用食品に関する事項～別添 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン</p> <p>はじめに ～ (生鮮-68) (略)</p>	<p>(GM-41) 令和5年4月1日以降、「<u>遺伝子組換えでない</u>」旨を任意で表示する<u>場合の条件が変更になりましたが、原料農産物に遺伝子組換え農産物の混入がないこと</u>の確認として、第三者分析機関等による分析は、必ず実施する必要がありますか。</p> <p>(GM-42) (略)</p> <p>(GM-43)「大豆油 (遺伝子組換えでない)」 「でん粉 (遺伝子組換えでない)」のように、対象農産物名以外の原材料名に括弧を付した表示方法は認められないのですか。</p> <p>(GM-44) ～ (GM-63) (略)</p> <p>(GM-64) <u>非遺伝子組換え大豆及びとうもろこしを分別生産流通管理し、「遺伝子組換えでない」旨</u>の表示を付したものについて、5%を超える<u>遺伝子組換えの混入</u>があることが判明した場合など、不適正な表示については、どのような措置がとられるのですか。</p> <p>(GM-65) (略)</p> <p>別添 ゲノム編集技術応用食品に関する事項～別添 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン</p> <p>はじめに ～ (生鮮-68) (略)</p>
---	--

(生鮮一69) 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた生鮮食品を販売する際に必要な表示を教えてください。

(答)

記載事項は以下のとおりです。

- 1 (略)
  - 2 横断的事項 (該当する場合に限る。)
    - ② (略)
    - ③ 遺伝子組換え農産物に関する事項 (分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨の表示、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨の表示並びに遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示 (遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨の表示を含む。))に限る。
    - ④ (略)
  - 3 (略)
- (生鮮一70) ～ (雑則一2) (略)

(雑則一3) 表示の根拠となる書類は、どの程度の期間保存する必要があるのですか。

(答)

少なくとも、食品が製造されてから消費されるまでの間、表示に関する書類を保存する必要があると考えます。それぞれの事業者等が取り扱う食品の流通、消費の実態等に応じ、自らの表示に対する責任を果たせるよう、合理的な保存期間 (例えば、賞味期限が3年の食品であれば、少なくとも3年) を設定

(生鮮一69) 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた生鮮食品を販売する際に必要な表示を教えてください。

(答)

記載事項は以下のとおりです。

- 1 (略)
  - 2 横断的事項 (該当する場合に限る。)
    - ② (略)
    - ③ 遺伝子組換え農産物に関する事項 (遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨の表示並びに分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨の表示に限る。))
    - ④ (略)
  - 3 (略)
- (生鮮一70) ～ (雑則一2) (略)

(雑則一3) 表示の根拠となる書類は、どの程度の期間保存する必要があるのですか。

(答)

少なくとも、食品が製造されてから消費されるまでの間、表示に関する書類を保存する必要があると考えます。それぞれの事業者等が取り扱う食品の流通、消費の実態等に応じ、自らの表示に対する立証責任を果たせるよう、合理的な保存期間 (例えば、賞味期限が3年の食品であれば、少なくとも3年) を

<p>設定していただくことが望ましいと考えています。</p> <p>なお、原料原産地表示のうち、「又は表示」、「大括り表示」、「大括り表示」等を使用できる条件として求められる根拠資料等の保管期間については、(別添 新たな原料原産地表示制度 (原原-40)) を参照してください。</p> <p>(雑則-4) ~ (雑則-6) (略)</p> <p>別添 製造所固有記号~別添 アレルゲンを含む食品に関する表示 (略)</p> <p>別添 遺伝子組換え食品に関する事項</p> <p>(GM-1) 遺伝子組換え食品の表示制度はどのような制度ですか。(遺伝子組換え食品の表示制度の概要について教えてください。)</p> <p>(答) 1 ~ 3 (略)</p> <p>4 表示ルールの主なポイントは次のとおりです。</p> <p>① (略)</p> <p>② 任意表示</p> <p>ア 油やしょうゆなどの加工食品</p> <p>油やしょうゆなど、組み換えられたDNA及びこれによって生じたたんぱく質が加工工程で除去・分解され、広く認められた最新の検出技術によってもその検出が不可能とされている加工食品については、遺伝子組換えに関する表示義務はありません。これは、非遺伝子組換え農産物から製造した油やしょうゆと科学的に品質上の差異がないためです。</p>	<p>していただくことが望ましいと考えています。</p> <p>なお、原料原産地表示のうち、「又は表示」、「大括り表示」、「大括り表示」等を使用できる条件として求められる根拠資料等の保管期間については、(別添 新たな原料原産地表示制度 (原原-40)) を参照してください。</p> <p>(雑則-4) ~ (雑則-6) (略)</p> <p>別添 製造所固有記号~別添 アレルゲンを含む食品に関する表示 (略)</p> <p>別添 遺伝子組換え食品に関する事項</p> <p>(GM-1) 遺伝子組換え食品の表示制度はどのような制度ですか。(遺伝子組換え食品の表示制度の概要について教えてください。)</p> <p>(答) 1 ~ 3 (略)</p> <p>4 表示ルールの主なポイントは次のとおりです。</p> <p>① (略)</p> <p>② 任意表示</p> <p>ア 油やしょうゆなどの加工食品</p> <p>油やしょうゆなど、組み換えられたDNA及びこれによって生じたたんぱく質が加工工程で除去・分解され、広く認められた最新の検出技術によってもその検出が不可能とされている加工食品については、遺伝子組換えに関する表示義務はありません。これは、非遺伝子組換え農産物から製造した油やしょうゆと科学的に品質上の差異がないためです。</p>
---	---



<p>ただし、任意で<u>遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示すること</u>は可能です。この際、<u>どのよう原料を使用しているか</u>について、<u>分別生産流通管理の証明書</u>を保有するほか、<u>第三者分析機関による分析結果により原料の品質を担保する等、表示の根拠となる資料を有することが望ましいと考</u>えます。</p> <p>イ <u>遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた対象農産物及びこれを原材料とする加工食品</u></p> <p><u>遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた対象農産物及びこれを原材料とする加工食品</u>については、<u>遺伝子組換えに関する表示義務はありません</u>。</p> <p>ただし、任意で、<u>分別生産流通管理を行っている旨又は「遺伝子組換えでない」旨の表示</u>することは可能です。なお、「<u>遺伝子組換えでない</u>」旨の表示は、<u>分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物及びこれを原材料とする加工食品に限り、表示することができ</u>ます。</p>	<p>ただし、任意で<u>遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示すること</u>は可能です。この際、<u>どのよう原料を使用しているか</u>について、<u>分別生産流通管理の証明書</u>を保有するほか、<u>第三者分析機関による分析結果により原料の品質を担保する等、表示の根拠となる資料を有することが望ましいと考</u>えます。</p> <p>イ <u>遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた対象農産物及びこれを原材料とする加工食品</u></p> <p><u>遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた対象農産物及びこれを原材料とする加工食品</u>については、<u>遺伝子組換えに関する表示義務はありません</u>。</p> <p>ただし、任意で、<u>分別生産流通管理を行っている旨又は「遺伝子組換えでない」旨の表示</u>することは可能です。なお、「<u>遺伝子組換えでない</u>」旨の表示は、<u>分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物及びこれを原材料とする加工食品に限り、表示することができ</u>ます。</p>
<p>ただし、任意で<u>遺伝子組換えに関する表示</u>することは可能です。この際、<u>特に「遺伝子組換えでない」旨を表示する場合には、どのよう原料を使用しているか</u>について、<u>分別生産流通管理の証明書</u>を保有するほか、<u>第三者分析機関による分析結果により原料の品質を担保する等、表示の根拠となる資料を有することが望ましいと考</u>えます。</p> <p>イ <u>遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた対象農産物及びこれを原材料とする加工食品</u></p> <p><u>遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた対象農産物及びこれを原材料とする加工食品</u>については、<u>遺伝子組換えに関する表示義務はありません</u>。</p> <p>ただし、任意で、<u>分別生産流通管理を行っている旨又は「遺伝子組換えでない」旨の表示</u>することは可能です。なお、<u>令和5年4月1日以</u>降、「<u>遺伝子組換えでない</u>」旨の表示は、<u>分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物及びこれを原材料とする加工食品に限り、表示することができ</u>ます。<u>よりになりますので、御注意ください</u>。</p>	<p>③ (略)</p> <p>④ 「意図せざる混入」</p> <p>分別生産流通管理が適切に行われた場合でも、<u>遺伝子組換え農産物の一定の混入は避けられないことから、分別生産流通管理が適切に行われてい</u>れば、<u>このような一定の「意図せざる混入」がある場合でも、分別生産流通管理を行っている旨又は「遺伝子組換えでない」旨の表示</u>をすることができるとして<u>います</u>（<u>令和5年4月1日以降は、分別生産流通管理を</u></p>

<p>る混入が認められています。</p> <p>※ (略)</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>行っている旨の表示に限ります)。</p> <p>なお、この場合、大豆及びとうもろこしについて、5%以下の意図せざる混入が認められています。</p> <p>※ (略)</p> <p>⑤・⑥ (略)</p> <p>5 (略)</p>
<p>(GM-2) 表示の基本的な考え方に関し、以下の2点について教えてください。</p> <p>① 油やしょうゆなどの食品に表示が義務付けられていないのはなぜですか。</p> <p>② 意図せざる混入の許容混入率が設定されているのはなぜですか。</p> <p>(答)</p> <p>①について (略)</p> <p>②について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 また、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が適切に行われている場合及び混入が意図的に行われたものではない場合に限り、分別流通管理が適切に行われた対象農産物として取り扱うことができます。分別生産流通管理が適切に行われていない場合又は意図的に遺伝子組換え農産物を混入させた場合には、5%以下の混入率であっても、分別生産流通管</p>	<p>(GM-2) 表示の基本的な考え方に関し、以下の2点について教えてください。</p> <p>① 油やしょうゆなどの食品に表示が義務付けられていないのはなぜですか。</p> <p>② 意図せざる混入の許容混入率が設定されているのはなぜですか。</p> <p>(答)</p> <p>①について (略)</p> <p>②について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 また、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が適切に行われている場合及び混入が意図的に行われたものではない場合に限り、分別流通管理が適切に行われた対象農産物として取り扱うことができます。分別生産流通管理が適切に行われていない場合又は意図的に遺伝子組換え農産物を混入させた場合には、5%以下の混入率であっても、分別生産流通管</p>

理が行われた対象農産物とはみなされないこと、すなわち、分別生産流通管理を行っている旨の表示をすることはできないことに留意する必要があります。

言い換えれば、PCR法等の科学的な検出方法により混入率が5%以下であることが判明した場合であっても、適切な分別生産流通管理が行われていない限り、分別生産流通管理を行っている旨の表示は不適正な表示となります。すなわち、このような場合は、本来、「遺伝子組換え不分別である」旨の表示をしなければなりません。

5%より高い混入率についても、このような高いレベルの混入は、分別生産流通管理が行われなかった、又は適切に行われなかったことを示すことから、分別生産流通管理を行っている旨の表示をすることはできません。

(削除)

(GM-3) ~ (GM-20) (略)

(GM-21) 食品表示基準別表第17大豆(枝豆及び大豆もやしを含む。)の項12の「大豆粉を主な原材料とするもの」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

(答)

大豆粉そのものや、大豆粉にほかの粉類を混合した製品を販売する場合など

理が行われた対象農産物とはみなされないこと、すなわち、分別生産流通管理を行っている旨又は「非遺伝子組換えである」旨の表示をすることはできないことに留意する必要があります。

言い換えれば、PCR法等の科学的な検出方法により混入率が5%以下であることが判明した場合であっても、適切な分別生産流通管理が行われていない限り、分別生産流通管理を行っている旨又は「遺伝子組換えでない」旨の表示は、不適正な表示となります。すなわち、このような場合は、本来、「遺伝子組換え不分別である」旨の表示をしなければならず、このように高い混入率についても、このような高いレベルの混入は、分別生産流通管理が行われなかった、又は適切に行われなかったことを示すことから、分別生産流通管理を行っている旨又は「遺伝子組換えでない」旨の表示をすることはできません。

3 なお、令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨の表示は、適切に分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物及びこれを原材料とする加工食品に限り、表示することができるとなりますので、御注意ください。

(GM-3) ~ (GM-20) (略)

(GM-21) 食品表示基準別表第17大豆(枝豆及び大豆もやしを含む。)の項12の「大豆粉を主な原材料とするもの」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

(答)

大豆粉そのものや、大豆粉に他の粉類を混合した製品を販売する場合などが

が考えられます。

(GM-22) ~ (GM-24) (略)

(GM-25) コーンスナック菓子において、とうもろこしのほかにコーンスターチが主な原材料として使用されている場合の表示はどうか。

(答)

(略)

(GM-26) ~ (GM-36) (略)

(GM-37) 適切に分別生産流通管理を行っている旨を任意で表示する場合、どのように表示すればよいのですか。また、この場合の表示方法として、どのような表示が考えられますか。

(答)

1 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理を行った対象農産物を原材料とする場合の加工食品の表示方法に従い、原材料名のみを表示するか又は当該原材料名の次に括弧を付して若しくは容器包装の見やすい箇所に当該原材料名に対応させて分別生産流通管理を行っている旨を表示できます。

なお、加工食品が原材料1種類のみで構成されている場合（例えば、きな粉など）については、原材料名の表示を省略することができるため、名称のみを表示するか、又は当該原材料名を表示し、原材料名の次に括弧を付して若しくは容器包装の見やすい箇所に当該原材料名に対応させて、分別生産流通管理を行っている旨を表示できます。

考えられます。

(GM22) ~ (GM-24) (略)

(GM-25) コーンスナック菓子において、とうもろこしの他にコーンスターチが主な原材料として使用されている場合の表示はどうか。

(答)

(略)

(GM-26) ~ (GM-36) (略)

(※改正前の (GM-39) から移動)

2 適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示をする場合、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分けて生産、流通及び製造・加工の各段階で管理を行っていることが分かるように表示してください。表示の読み手の主観によって左右されるような表現（例えば、「遺伝子組換えとうもろこしはほぼ含まれていません。」「大豆の分別管理により、できる限り遺伝子組換えの混入を減らしています。」等）は、消費者の正しい選択を妨げるおそれがありますので、避けるべきと考えます。また、適切に分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の混入がある大豆及びとうもろこしに対して、遺伝子組換えの混入がない原材料であると消費者が誤解するような表示（例えば、「遺伝子組換えでないものを分別」等）は、不適正な表示となります。

（一括表示事項欄に表示する場合の例）

「大豆（遺伝子組換えの混入を防ぐため分別）」

「大豆（遺伝子組換え混入防止管理済）」 等

（一括表示事項欄外に表示する場合の例）

「大豆は、遺伝子組換えのものと分けて管理したものを使用しています。」

「原材料に使用している大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。」 等

3 (略)

(GM-38) 分別生産流通管理を行っている旨を任意で表示する場合、「I P ハンドリング」という表現を使用することは可能ですか。

(答)

I P ハンドリングは、Identity Preserved Handling の略です。「I P ハンド

(※改正前の (GM-40) から移動)

リング)、「IP管理」など日本語と組み合わせた表現であれば、「分別生産流通管理」の文言に代えて表示に使用することができます。(GM-45 参照)

(GM-39)「遺伝子組換えでない」旨を任意で表示する場合、どのように表示すればよいのですか。また、この場合の表示方法として、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」という例が示されていますが、このほかにはどのような表示が考えられますか。

(答)

適切に分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物を原材料とする場合に限り、分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「非遺伝子組換え農産物を使用した」旨を表示できます。

また、食品表示基準第3条第2項の表の遺伝子組換え食品に関する事項の規定では、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」という例を挙げています。しかし、このほかにも、遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物であることが消費者に明瞭に分かる表示であれば、構いません。

(GM-37)「遺伝子組換えでない」旨を任意で表示する場合、どのように表示すればよいのですか。また、この場合の表示方法として、「遺伝子組換えでない」のものを分別」、「遺伝子組換えでない」という例が示されていますが、この他にはどのような表示が考えられますか。

(答)

遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた対象農産物を使用した場合の加工食品の表示方法に従い、原材料名のみを表示するか又は当該原材料名の次に括弧を付して「分別生産流通管理を行っている旨」若しくは「非遺伝子組換え農産物を使用した」旨を表示できます。

なお、加工食品が原材料1種類のみで構成されている場合(例えば、きな粉など)については、原材料名の表示を省略することができ、名称のみを表示するか、又は当該原材料名を表示し、原材料名の次に括弧を付して「分別生産流通管理を行っている旨」若しくは「非遺伝子組換え農産物を使用した」旨を表示できます。

また、食品表示基準第3条第2項の表の遺伝子組換え食品に関する事項の規定では、好ましい表現として、「遺伝子組換えでない」を分別、「遺伝子組換えでない」という例を挙げています。しかし、この他にも、分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物であることが消費者に明瞭に分かる表示(例：非遺伝子組換え)であれば、構いません。

令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨の表示は、適切に分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物及びこれを原材料とする加工食品に限り、表示することができますようになりますので、御注意ください。(GM-41 参照)

(削除)

(GM-38)「遺伝子組換えでない」旨の任意表示をする場合の表示方法について、もう少し詳しく教えてください。

(答)

1 「遺伝子組換えでない」旨の表示は任意ですが、表示する場合は、食品表示基準第3条第2項の表の遺伝子組換え食品に関する事項の規定に従う必要がります。

2 一括表示事項欄に表示する場合は、原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えでない」等、分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を表示します。

一括表示事項欄外に表示する場合も、一括表示の場合と同様、「遺伝子組換え〇〇ではありません」等、分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物を使用している旨を表示してください。

3 なお、食品表示基準別表第17に掲げる農産物以外の農産物及びこれらを原材料とする加工食品については、当該農産物に関し、遺伝子組換えでないことの表示を禁止しています。

(※改正後の (GM-37) に移動)

(GM-39) 適切に分別生産流通管理を行っている旨を任意で表示する場合、どのように表示すればよいのですか。また、この場合の表示方法として、どのような表示が考えられますか。

(答)

(新設)

1 適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示をする場合、遺伝子組換え

農産物と非遺伝子組換え農産物を分けて生産、流通及び製造・加工の各段階で管理を行っていることが分かるように表示してください。表示の読み手の主観によって左右されるような表現（例えば、「遺伝子組換えとうもろこしはほぼ含まれていません。」、「大豆の分別管理により、できる限り遺伝子組換えの混入を減らしています。」等）は、消費者の正しい選択を妨げるおそれがありますので、避けるべきと考えます。また、令和5年4月1日以降は、適切に分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の混入がある大豆及びとうもろこしに対して、遺伝子組換えの混入がない原材料であると消費者が誤解するような表示（例えば、「遺伝子組換えでないものを分別」等）は、不適正な表示となります。

(一括表示事項欄に表示する場合の例)

「大豆（分別生産流通管理済み）」

「大豆（遺伝子組換え混入防止管理済）」 等

(一括表示事項欄外に表示する場合の例)

「大豆は、遺伝子組換えのものと分けて管理したものを使用しています。」

「原材料に使用している大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。」 等

2 (略)

(※改正後の (GM-38) に移動)

(GM-40) 分別生産流通管理を行っている旨を任意で表示する場合、「I P ハンドリング」という表現を使用することは可能ですか。

(答)

I P ハンドリングは、Identity Preserved Handling の略です。「I P ハンド



リング」、「IP管理」など日本語と組み合わせた表現であれば、「分別生産流通管理」の文言に代えて表示に使用することができます。(GM-46 参照)

(GM-40) 「遺伝子組換えでない」旨を任意で表示する場合、原料農産物に遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認として、第三者分析機関等による分析は、必ず実施する必要がありますか。

(答)

1 原材料名の次に括弧を付して又は一括表示事項欄外の分かりやすい箇所に「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等、非遺伝子組換え農産物である旨を示す文言を任意で表示する場合は、遺伝子組換え農産物が混入しないように適切に分別生産流通管理が行われたことを確認することが前提であり、原料農産物に遺伝子組換え農産物が混入していないことが必要です。第三者分析機関等による分析結果は、事業者における遺伝子組換え農産物が混入していないことの確認方法の一つとして有効ですが、それを任意表示の必須の条件とするものではありません。

2 (略)

(GM-41) 原料農産物に遺伝子組換え農産物の混入がないことを確認するための分析を第三者分析機関で実施する場合、依頼する分析機関の指定はありますか。

(答)

1・2 (略)

(GM-41) 令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨を任意で表示する場合は条件が変更になります。原料農産物に遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認として、第三者分析機関等による分析は、必ず実施する必要がありますか。

(答)

1 令和5年4月1日以降は、原材料名の次に括弧を付して又は一括表示事項欄外の分かりやすい箇所に「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等、非遺伝子組換え農産物である旨を示す文言を任意で表示する場合は、遺伝子組換え農産物が混入しないように適切に分別生産流通管理が行われたことを確認することが前提であり、原料農産物に遺伝子組換え農産物が混入していないことが必要です。

第三者分析機関等による分析結果は、事業者における遺伝子組換え農産物が混入していないことの確認方法の一つとして有効ですが、それを任意表示の必須の条件とするものではありません。

2 (略)

(GM-42) 原料農産物に遺伝子組換え農産物の混入がないことを確認するための分析を第三者分析機関で実施する場合、依頼する分析機関の指定はありますか。

(答)

1・2 (略)

3 なお、第三者分析機関や自社で行った分析の結果で問題がない場合であっても、行政が行う科学的検証及び社会的検証において、使用される原料農産物に遺伝子組換え農産物が含まれることが確認されない」という表示は、不適正な表示となります。

(GM-42)「大豆油（遺伝子組換え）」「でん粉（遺伝子組換えでない）」のように、対象農産物名以外の原材料名に括弧を付した表示方法は認められないのですか。

(答)

1 遺伝子組換えに関する表示をする場合、原材料名（対象農産物については当該農産物の名称）の次に括弧を付し、当該農産物が

①・②（略）

③ 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理を行っている旨（「遺伝子組換え混入防止管理済み」等の表示）

④ 適切に分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨（「遺伝子組換えでない」等の表示）のいずれかを表示することとされており、対象農産物を明確に示す必要がありません。

2 このため、「大豆油（大豆（遺伝子組換え）」、「ばれいしよでん粉（ばれいしよ（遺伝子組換えでない）」等と表記するのが基本ですが、大豆油やばれいしよでん粉の場合、当該対象農産物から製造されていることが原材料名から明らかに分かるので、表示が煩雑になって見にくい場合があることも考慮し、原材料名について「大豆油（遺伝子組換え）」、「ばれいしよでん粉（遺伝子組換えでない）」等と表示しても差し支えありません。

3 なお、令和5年4月1日以降は、第三者分析機関や自社で行った分析の結果で問題がない場合であっても、行政が行う科学的検証及び社会的検証において、使用する原料農産物に遺伝子組換え農産物が含まれることが確認された場合、「遺伝子組換えでない」という表示は、不適正な表示となります。

(GM-43)「大豆油（遺伝子組換えでない）」「でん粉（遺伝子組換えでない）」のように、対象農産物名以外の原材料名に括弧を付した表示方法は認められないのですか。

(答)

1 遺伝子組換えに関する表示をする場合、原材料名（対象農産物については当該農産物の名称）の次に括弧を付し、当該農産物が

①・②（略）

③ 分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨（「遺伝子組換えでない」等の表示）

のいずれかを表示することとされており、対象農産物を明確に示す必要がありません。

2 このため、「大豆油（大豆（遺伝子組換え）」、「ばれいしよでん粉（ばれいしよ（遺伝子組換えでない）」等と表記するのが基本ですが、大豆油やばれいしよでん粉の場合、当該対象農産物から製造されていることが原材料名から明らかに分かるので、表示が煩雑になって見にくい場合があることも考慮し、原材料名について「大豆油（遺伝子組換えでない）」、「大豆油（遺伝子組換えでない大豆を使用）」、「ばれいしよでん粉（遺伝子組換えでない）」等と表示しても差し支えありません。

3 一方、原材料名からは当該対象農産物から製造されていることが一般に明らかでないと考えられる場合（例：植物油、でん粉）には、「植物油（大豆（遺伝子組換え））」、「でん粉（ばれいしょ（遺伝子組換えでない））」等と、対象農産物を明確に示して表示する必要があります。

(GM-43) (略)

(GM-44) 分別生産流通管理を行っていない対象農産物を副原料として使用している加工食品や、義務表示でない油や添加物等の原材料に分別生産流通管理を行っていない対象農産物を使用している加工食品について、「遺伝子組換え不使用」「遺伝子組換えでない」等、商品全体について「遺伝子組換えでない」旨を強調する表示をすることはできますか。

(答)

1 (略)

2 「遺伝子組換え原料不使用」等の強調表示については、その表示を見る消費者は、その食品中ほどの原材料が遺伝子組換えであるのか否かを特定できず、一般には、その食品に使用されている全ての原材料が適切に分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物から成ると認識するものと考えられますので、消費者の誤認を防止する観点から、このような表示をする場合には、全ての原材料について分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないことが認められる必要がある。すなわち、以下の①及び②のような場合であっても、その製品に使用されている全ての原材料について分別生産流通管理を行った遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物を使用していない

3 一方、原材料名からは当該対象農産物から製造されていることが一般に明らかでないと考えられる場合（例：植物油、でん粉）には、「植物油（大豆（遺伝子組換えでない））」、「でん粉（ばれいしょ（遺伝子組換えでない））」等と、対象農産物を明確に示して表示する必要があります。

(GM-44) (略)

(GM-45) 分別生産流通管理を行っていない対象農産物を副原料として使用している加工食品や、義務表示でない油や添加物等の原材料に分別生産流通管理を行っていない対象農産物を使用している加工食品について、「遺伝子組換え不使用」「遺伝子組換えでない」等、商品全体について「遺伝子組換えでない」旨を強調する表示をすることはできますか。

(答)

1 (略)

2 「遺伝子組換え原料不使用」等の強調表示については、その表示を見る消費者は、その食品中ほどの原材料が遺伝子組換えであるのか否かを特定できず、一般には、その食品に使用されている全ての原材料が分別生産流通管理を行った非遺伝子組換えの農産物からなると認識するものと考えられますので、消費者の誤認を防止する観点から、このような表示をする場合には、全ての原材料について分別生産流通管理が行われている必要がある。すなわち、以下の①及び②のような場合であっても、その製品に使用されている全ての原材料について分別生産流通管理を行った遺伝子組換えでない対象農産物を使用していない限り、「遺伝子組換え不使用」等の強調表示をすることはできません。

限り、「遺伝子組換え不使用」等の強調表示をすることはできません。

- ① 主な原材料には分別生産流通管理が行われ、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められた農産物を使用しているも、副原料（主な原材料でない農産物又はこれを原材料とする加工食品）として、分別生産流通管理が行われたことを確認している場合
- 例 1）遺伝子組換えでない大豆を主な原材料として使用した弁当の 4 番目の原材料として、不分別とうもろこしを使用
- 例 2）遺伝子組換えでない大豆を主な原材料として使用した豆腐ハンバーグに、不分別とうもろこしから製造されたコーンスターチをつなぎとしてごく少量（全原材料に占める重量比が 5 %未満）添加

- ② 分別生産流通管理を行っていない農産物を原材料として使用した食品表示基準別表第 17 に掲げる加工食品以外の食品（油やしょうゆ等の義務表示の対象でない加工食品）を原材料として使用している場合
- 例）遺伝子組換えでないばれいしょを主な原材料として使用したポテトチップスに、不分別大豆から製造された大豆油を使用
- 表示例 [大豆油を使用したポテトチップス]

- × 誤った強調表示の例：（ばれいしょについては分別生産流通管理が行われ、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められるものであるが、大豆の原材料の大豆は不分別である場合）
- 【強調表示】「遺伝子組換え原材料不使用」

+

【一括表示】

名称	○○
原材料名	ばれいしょ（遺伝子組換えでない）、大豆油、○○、

- ① 主な原材料には分別生産流通管理が行われた農産物を使用しているも、副原料（主な原材料でない原材料）として、分別生産流通管理が行われたことを確認していない農産物又はこれを原材料とする加工食品を使用している場合

- 例 1）遺伝子組換えでない大豆を主な原材料として使用した弁当の 4 番目の原材料として、不分別とうもろこしを使用
- 例 2）遺伝子組換えでない大豆を主な原材料として使用した豆腐ハンバーグに、不分別とうもろこしから製造されたコーンスターチをつなぎとしてごく少量（全原材料に占める重量比が 5 %未満）添加

- ② 分別生産流通管理を行っていない農産物を原材料として使用した食品表示基準別表第 17 に掲げる加工食品以外の食品（油やしょうゆ等の義務表示の対象でない加工食品）を原材料として使用している場合
- 例）遺伝子組換えでないばれいしょを主な原材料として使用したポテトチップスに、不分別大豆から製造された大豆油を使用
- 表示例 [大豆油を使用したポテトチップス]

- × 誤った強調表示の例：（ばれいしょについては分別生産流通管理が行われたものであるが、大豆油の原材料の大豆は不分別である場合）

【強調表示】「遺伝子組換え原材料不使用」

+

【一括表示】

名称	○○
原材料名	ばれいしょ（遺伝子組換えでない）、大豆油、○○、

<p>××</p> <p>...</p> <p>又は</p> <p>名称 ○○ 原材料名 ばれいしよ、大豆油、○○、××</p> <p>...</p> <p>※ 上の例の場合、主な原材料であるばれいしよについて分別生産流通管理が行われ、<u>遺伝子組換え農産物の混入がないと認められるものであっても、大豆油の原材料である大豆は分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物ではないため、商品全体について「遺伝子組換え原材料不使用」との強調表示をすることはできない。</u>(このような強調表示をせず、上記のような一括表示であれば、可。)</p> <p>※ 大豆油は義務表示の対象品目ではないので、<u>遺伝子組換えに関する表示を省略している。</u></p> <p>◎ 正しい強調表示の例：(ばれいしよ、大豆油の原材料の大豆ともに、分別生産流通管理が行われ、<u>遺伝子組換え農産物の混入がないと認められるものである場合</u>)</p> <p>【強調表示】「遺伝子組換え原材料不使用」</p> <p>+</p> <p>【一括表示】</p> <p>名称 ○○ 原材料名 ばれいしよ、大豆油、○○、××</p> <p>...</p> <p>又は</p>	<p>××</p> <p>...</p> <p>又は</p> <p>名称 ○○ 原材料名 ばれいしよ、大豆油、○○、××</p> <p>...</p> <p>※ 上の例の場合、主な原材料であるばれいしよについて分別生産流通管理が行われていても、大豆油の原材料である大豆は分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物ではないため、商品全体について「遺伝子組換え原材料不使用」との強調表示をすることはできない。(このような強調表示をせず、上記のような一括表示であれば、可。)</p> <p>※ 大豆油は義務表示の対象品目ではないので、<u>遺伝子組換えに関する表示を省略している。</u></p> <p>◎ 正しい強調表示の例：(ばれいしよ、大豆油の原材料の大豆ともに、分別生産流通管理が行われたものである場合)</p> <p>【強調表示】「遺伝子組換え原材料不使用」</p> <p>+</p> <p>【一括表示】</p> <p>名称 ○○ 原材料名 ばれいしよ、大豆油、○○、××</p> <p>...</p> <p>又は</p>
---	---

名称	〇〇
原材料名	ばれいしよ (遺伝子組換えでない)、大豆油 (遺伝子組換えでない)、〇〇、××
...	...

(削除)

※ 令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨の表示は、適切に分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物及びこれを原材料とする加工食品に限り、表示することができることになりますので、御注意ください。

(GM-45) (略)

(GM-46) ① 国産大豆、とうもろこし及びばれいしよ  
 ② 北米産以外の大豆、とうもろこし及びばれいしよ  
 ③ コンテナや袋詰めで輸送される大豆、とうもろこし及びばれいしよ加工品  
 ④ 菜種、綿実、アルファルファ、てん菜及びからしな  
 ⑤ ハワイ州産以外の生鮮パパイヤ  
 ⑥ 遺伝子組換え農産物を商業栽培していない国  
 についても、分別生産流通管理が必要なのですか。また、どのような分別生産流通管理をすればよいのですか。

(答)

①について

現在のところ、我が国において商業栽培が行われている遺伝子組換え農産物はありませんが、国産農産物である場合には、輸入農産物の混入の可能性が生じない限り、現時点では、「流通マニユアル」に準じた分別生産流通

名称	〇〇
原材料名	ばれいしよ (遺伝子組換えでない)、大豆油 (遺伝子組換えでない)、〇〇、××
...	...

(GM-46) (略)

(GM-47) ① 国産大豆、とうもろこし及びばれいしよ  
 ② 北米産以外の大豆、とうもろこし及びばれいしよ  
 ③ コンテナや袋詰めで輸送される大豆、とうもろこし及びばれいしよ加工品  
 ④ 菜種、綿実、アルファルファ、てん菜及びからしな  
 ⑤ ハワイ州産以外の生鮮パパイヤ  
 ⑥ 遺伝子組換え農産物を商業栽培していない国  
 についても、分別生産流通管理が必要なのですか。また、どのような分別生産流通管理をすればよいのですか。

(答)

①について

現在のところ、我が国において商業栽培が行われている遺伝子組換え農産物はありませんが、国産農産物である場合には、輸入農産物の混入の可能性が生じない限り、現時点では、「流通マニユアル」に準じた分別生産流通

<p>管理は必要ありませんが、輸入農産物との混入の可能性が生じる段階、具体的には国産品と輸入品の両方を取り扱っている問屋等以降の段階においては「流通マニユアル」(GM-45 参照)又はこれに準じた方法により管理及び確認をしてください。</p> <p>(2)について (略)</p> <p>(3)について</p> <p>コンテナや袋詰めで輸送される大豆、とうもろこし及びびばいしよ加工品については、当該農産物又は加工食品がコンテナや袋詰めされる以前の生産、流通の段階と、コンテナや袋詰め時の密封状態が解かれた以降の流通、加工の段階において、「流通マニユアル」又はこれに準じた方法により管理及び確認をすることが必要です。コンテナや袋詰めされている間は、ほかの農産物(又はほかの農産物を原材料とするほかの加工食品)と混ざることはありませんので、その積み卸し等があったとしても、その間の特段の管理及び確認の必要はありません。</p> <p>(4)について (略)</p> <p>(5)について</p> <p>遺伝子組換え農産物を商業栽培していないハワイ州以外の生鮮パパイヤについては、生鮮食品の表示基準における原産地表示の義務付け及び(GM-45)の4のシール貼付により、ハワイ州産パパイヤと混入する可能性はないと考えられることから、日本国内において「流通マニユアル」に準じた分別生産流通管理を実施する必要はありません。</p>	<p>管理は必要ありませんが、輸入農産物との混入の可能性が生じる段階、具体的には国産品と輸入品の両方を取り扱っている問屋等以降の段階においては「流通マニユアル」(GM-46 参照)又はこれに準じた方法により管理及び確認をしてください。</p> <p>(2)について (略)</p> <p>(3)について</p> <p>コンテナや袋詰めで輸送される大豆、とうもろこし及びびばいしよ加工品については、当該農産物又は加工食品がコンテナや袋詰めされる以前の生産、流通の段階と、コンテナや袋詰め時の密封状態が解かれた以降の流通、加工の段階において、「流通マニユアル」又はこれに準じた方法により管理及び確認をすることが必要です。コンテナや袋詰めされている間は、他の農産物(又は他の農産物を原材料とする他の加工食品)と混ざることはありませんので、その積み卸し等があったとしても、その間の特段の管理及び確認の必要はありません。</p> <p>(4)について (略)</p> <p>(5)について</p> <p>遺伝子組換え農産物を商業栽培していないハワイ州以外の生鮮パパイヤについては、生鮮食品の表示基準における原産地表示の義務付け及び(GM-46)の4のシール貼付により、ハワイ州産パパイヤと混入する可能性はないと考えられることから、日本国内において「流通マニユアル」に準じた分別生産流通管理を実施する必要はありません。</p>
--	---

<p>(⑥について) (略)</p> <p>(GM-47) ~ (GM-51) (略)</p> <p>(GM-52) 遺伝子組換えに関する表示の具体的な表示例を示してください。 い。</p> <p>(答)</p> <p>1 大豆を主な原材料とする食品の表示</p> <p>① 遺伝子組換え大豆を分別していない大豆を原材料としている場合</p> <table border="1" data-bbox="622 1209 726 1937"> <tr><td>名称</td><td>〇〇</td></tr> <tr><td>原材料名</td><td>大豆 (遺伝子組換え不分別)、〇〇、△△</td></tr> </table> <p>② 遺伝子組換え大豆が混入しないように適切に分別生産流通管理が行われた大豆を原材料としている場合</p> <table border="1" data-bbox="1045 1142 1189 1937"> <tr><td>名称</td><td>〇〇</td></tr> <tr><td>原材料名</td><td>はだか麦、大豆、〇〇、△△</td></tr> <tr><td>...</td><td></td></tr> </table> <p>又は</p> <table border="1" data-bbox="1236 1142 1380 1937"> <tr><td>名称</td><td>〇〇</td></tr> <tr><td>原材料名</td><td>はだか麦、大豆 (遺伝子組換え混入防止管理済)、 〇〇、△△</td></tr> </table>	名称	〇〇	原材料名	大豆 (遺伝子組換え不分別)、〇〇、△△	名称	〇〇	原材料名	はだか麦、大豆、〇〇、△△	...		名称	〇〇	原材料名	はだか麦、大豆 (遺伝子組換え混入防止管理済)、 〇〇、△△	<p>(⑥について) (略)</p> <p>(GM-48) ~ (GM-52) (略)</p> <p>(GM-53) 遺伝子組換えに関する表示の具体的な表示例を示してください。 い。</p> <p>(答)</p> <p>1 大豆を主な原材料とする食品の表示</p> <p>① 遺伝子組換え大豆を分別していない大豆を原材料としている場合</p> <table border="1" data-bbox="622 246 726 974"> <tr><td>名称</td><td>〇〇</td></tr> <tr><td>原材料名</td><td>大豆 (遺伝子組換え不分別)、〇〇、△△</td></tr> </table> <p>② 遺伝子組換え大豆が混入しないように適切に分別生産流通管理が行われた大豆を原材料としている場合</p> <p>なお、令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨の表示は、適切に分別流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる大豆及びこれを原材料とする加工食品に限り、表示することができるとなりましたので、御注意ください。</p> <table border="1" data-bbox="1045 179 1189 974"> <tr><td>名称</td><td>〇〇</td></tr> <tr><td>原材料名</td><td>はだか麦、大豆、〇〇、△△</td></tr> <tr><td>...</td><td></td></tr> </table> <p>又は</p> <table border="1" data-bbox="1236 179 1380 974"> <tr><td>名称</td><td>〇〇</td></tr> <tr><td>原材料名</td><td>はだか麦、大豆 (遺伝子組換え混入防止管理済)、 〇〇、△△</td></tr> </table>	名称	〇〇	原材料名	大豆 (遺伝子組換え不分別)、〇〇、△△	名称	〇〇	原材料名	はだか麦、大豆、〇〇、△△	...		名称	〇〇	原材料名	はだか麦、大豆 (遺伝子組換え混入防止管理済)、 〇〇、△△
名称	〇〇																												
原材料名	大豆 (遺伝子組換え不分別)、〇〇、△△																												
名称	〇〇																												
原材料名	はだか麦、大豆、〇〇、△△																												
...																													
名称	〇〇																												
原材料名	はだか麦、大豆 (遺伝子組換え混入防止管理済)、 〇〇、△△																												
名称	〇〇																												
原材料名	大豆 (遺伝子組換え不分別)、〇〇、△△																												
名称	〇〇																												
原材料名	はだか麦、大豆、〇〇、△△																												
...																													
名称	〇〇																												
原材料名	はだか麦、大豆 (遺伝子組換え混入防止管理済)、 〇〇、△△																												



・・・

又は

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆、〇〇、△△
・・・	

原材料に使用した大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。

③ 遺伝子組換え大豆が混入しないように適切に分別生産流通管理が行われ、かつ混入がないことを確認した大豆を原材料としている場合

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆、〇〇、△△
・・・	

又は

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆（ <u>遺伝子組換えでない</u> ）、〇〇、△△
・・・	

又は

名称	〇〇
原材料名	<u>はだか麦、大豆、〇〇、△△</u>
・・・	

・・・

又は

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆（ <u>分別生産流通管理済み</u> ）、〇〇、△△
・・・	

又は

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆（ <u>遺伝子組換えでない</u> ）、〇〇、△△
・・・	

③ 令和5年4月1日以降、遺伝子組換え大豆が混入しないように適切に分別生産流通管理が行われ、混入がないことを確認した大豆を原材料としている場合

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆、〇〇、△△
・・・	

又は

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆（ <u>遺伝子組換えでない</u> ）、〇〇、△△
・・・	

原材料に使用した大豆は、非遺伝子組換えのものです。

2 とうもろこしを主な原材料とする食品の表示例

- ① 遺伝子組換えとうもろこしを分別していないとうもろこしを原材料としている場合

名称	〇〇
原材料名	とうもろこし (遺伝子組換え不分別)、〇〇、△△
...	

- ② 遺伝子組換えとうもろこしが混入しないように適切に分別生産流通管理が行われたとうもろこしを原材料としている場合

名称	〇〇
原材料名	とうもろこし、〇〇、△△
...	

又は

名称	〇〇
原材料名	とうもろこし (遺伝子組換え混入防止管理済)、〇〇、△△
...	

又は

名称	〇〇
原材料名	とうもろこし、〇〇、△△

2 とうもろこしを主な原材料とする食品の表示例

- ① 遺伝子組換えとうもろこしを分別していないとうもろこしを原材料としている場合

名称	〇〇
原材料名	とうもろこし (遺伝子組換え不分別)、〇〇、△△
...	

- ② 遺伝子組換えとうもろこしが混入しないように適切に分別生産流通管理が行われたとうもろこしを原材料としている場合

なお、令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨の表示は、適切に分別流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められるとうもろこし及びこれを原材料とする加工食品に限り、表示することができるようになりますので、御注意ください。

名称	〇〇
原材料名	とうもろこし、〇〇、△△
...	

又は

名称	〇〇
原材料名	とうもろこし (遺伝子組換え混入防止管理済)、〇〇、△△
...	

又は

名称	〇〇
原材料名	とうもろこし (分別生産流通管理済み)、〇〇、△△

・・・

原材料に使用したとうもろこしは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。

③ 遺伝子組換えとうもろこしが混入しないように適切に分別生産流通管理が行われ、かつ混入がないことを確認したとうもろこしを原材料としている場合

名称 ○○  
原材料名 とうもろこし、○○、△△  
・・・

又は

名称 ○○  
原材料名 とうもろこし（遺伝子組換えでない）、○○、△△  
・・・

又は

名称 ○○  
原材料名 とうもろこし、○○、△△  
・・・

原材料に使用したとうもろこしは、非遺伝子組換えのものです。

3 (略)

(GM-53) ~ (GM-56) (略)

・・・

又は

名称 ○○  
原材料名 とうもろこし（遺伝子組換えでない）、○○、△△  
・・・

③ 令和5年4月1日以降、遺伝子組換えとうもろこしが混入しないように適切に分別生産流通管理が行われ、混入がないことを確認したとうもろこしを原材料としている場合

名称 ○○  
原材料名 とうもろこし、○○、△△  
・・・

又は

名称 ○○  
原材料名 とうもろこし（遺伝子組換えでない）、○○、△△  
・・・

3 (略)

(GM-54) ~ (GM-57) (略)

<p>(GM-57) 高リシンとうもろこしの表示対象と表示例を教えてください。</p> <p>(答)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 具体的な表示例は、(GM-56) を参照してください。</p> <p>(GM-58) (略)</p> <p>(GM-59) 以下のような表示は可能ですか。</p> <p>① 「遺伝子組換え飼料不使用の牛の生乳」、「肉牛は遺伝子組換えでない飼料で育てました」</p> <p>② 「遺伝子組換えでない牛乳 (卵)」</p> <p>(答)</p> <p>(①)について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 また、食品表示基準における「遺伝子組換えでない」旨の任意表示は、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入がない場合のみ表示することができ、また、食品表示基準における「遺伝子組換えでない」旨の任意表示は、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入がない場合にも表示することができ、それと同じレベルを担保するか、又は、具体的にどのよう飼料を用いているかを、消費者が適切に認識できるような飼料を考慮します。例えば、適切に分別生産流通管理された飼料で飼育された牛の生乳を使用」等、正確に表現することが望ましいと考えます。</p>	<p>(GM-58) 高リシンとうもろこしの表示対象と表示例を教えてください。</p> <p>(答)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 具体的な表示例は、(GM-57) を参照してください。</p> <p>(GM-59) (略)</p> <p>(GM-60) 以下のような表示は可能ですか。</p> <p>① 「遺伝子組換え飼料不使用の牛の生乳」、「肉牛は遺伝子組換えでない飼料で育てました」</p> <p>② 「遺伝子組換えでない牛乳 (卵)」</p> <p>(答)</p> <p>(①)について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 また、令和5年4月1日以降、食品表示基準における「遺伝子組換えでない」旨の任意表示は、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入がない場合にも表示することができ、それと同じレベルを担保するか、又は、具体的にどのよう飼料を用いているかを、消費者が適切に認識できるような飼料を考慮します。例えば、適切に分別生産流通管理された飼料で飼育された牛の生乳を使用」等、正確に表現することが望ましいと考えます。</p>
--	---

(②)について

3 (略)

(GM-60) (略)

(GM-61) 遺伝子組換え表示の監視はどのように行われるのですか。

(答)

1 (略)

2 また、「遺伝子組換えでない」旨の表示については、その原料農産物の分別生産流通管理がなされている旨の書類、遺伝子組換え農産物が混入していないことの根拠の確認等の社会的検証に加え、科学的検証の手法で原料の大豆やとうもろこしにおいて遺伝子組換え農産物を含まないことを確認します。

(GM-62) (略)

(GM-63) 遺伝子組換え大豆及びとうもろこしが混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示を付したものについて、5%を超える遺伝子組換えの混入があることが判明した場合など、不適正な表示については、どのような措置がとられるのですか。

(答)

1 (略)

2 大豆やとうもろこしについて、原材料名だけの表示又は適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示は、分別生産流通管理が適切に行われた前提の

(②)について

3 (略)

(GM-61) (略)

(GM-62) 遺伝子組換え表示の監視はどのように行われるのですか。

(答)

1 (略)

2 また、令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨の表示については、その原料農産物の分別生産流通管理がなされている旨の書類、遺伝子組換え農産物が混入していないことの根拠の確認等の社会的検証に加え、科学的検証の手法で原料の大豆やとうもろこしにおいて遺伝子組換え農産物を含まないことを確認します。

(GM-63) (略)

(GM-64) 非遺伝子組換え大豆及びとうもろこしを分別生産流通管理し、「遺伝子組換えでない」旨の表示を付したものについて、5%を超える遺伝子組換えの混入があることが判明した場合など、不適正な表示については、どのような措置がとられるのですか。

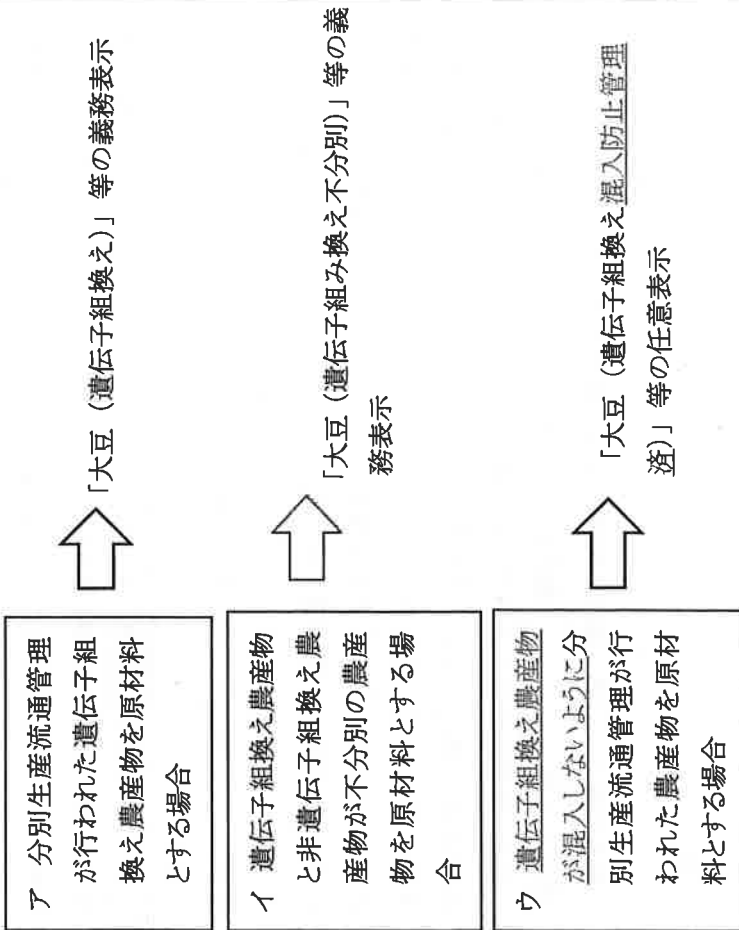
(答)

1 (略)

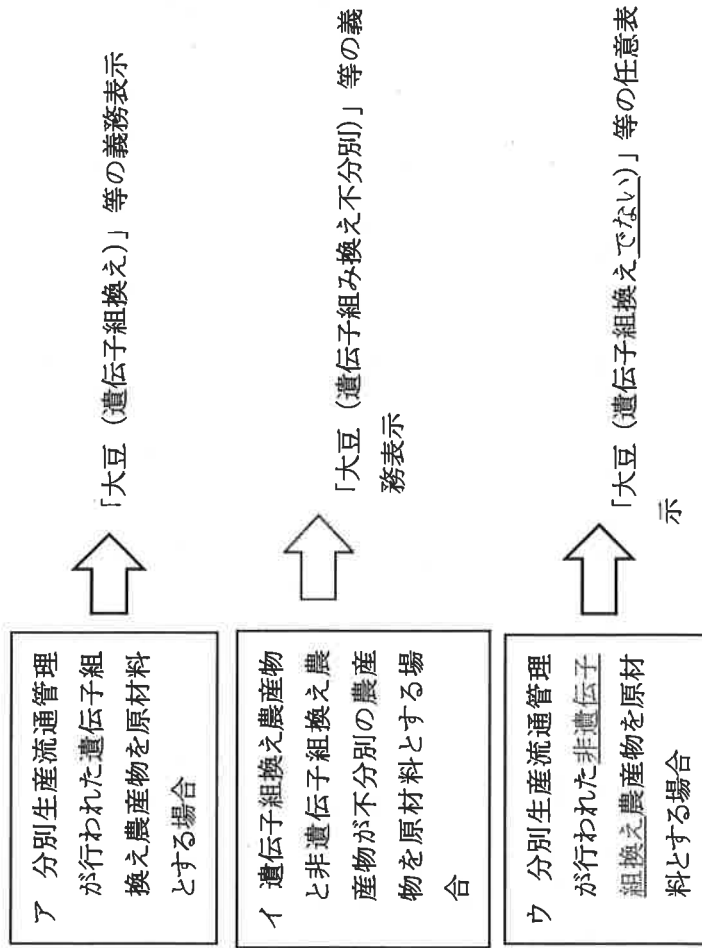
2 大豆やとうもろこしについて、原材料名だけの表示又は適切に分別生産流通管理を行っている旨若しくは「遺伝子組換えでない」旨の表示は、分別生

<p>上で認められるものであり、例えば、分別生産流通管理の混入率が5%以下であった場合や、意図的に遺伝子組換え農産物を混入した場合には「遺伝子組換え農産物混入防止管理済」等と表示は不適正な表示であるといえます。</p> <p>このような場合には、必要に応じ、生産・流通の過程を遡って、証明書、伝票、分別流通の実際の取扱い等をチェックし、不十分な場合にはその結果に応じて、食品表示法に基づき指示、命令、罰則等、所要の措置を講ずることとなります。</p>	<p>産流通管理が適切に行われた前提の上で認められるものであり、例えば、分別生産流通管理を確認していないが結果として遺伝子組換え農産物の混入率が5%以下であった場合や、意図的に遺伝子組換え農産物を混入した場合には「遺伝子組換え不分別」等と表示する必要があると表示は不適正な表示であるといえます。</p> <p>このような場合には、必要に応じ、生産・流通の過程を遡って、証明書、伝票、分別流通の実際の取扱い等をチェックし、不十分な場合にはその結果に応じて、食品表示法に基づき指示、命令、罰則等、所要の措置を講ずることとなります。</p>
<p>3 「遺伝子組換えでない」旨の表示にあつては、分別生産流通管理が適切に行われていることに加え、遺伝子組換え農産物が含まれていないことが必要となりますが、行政が行う科学的検証の結果において、原料農産物に遺伝子組換え農産物が含まれていることが確認された場合は、「遺伝子組換えでない」という表示は不適正な表示となり、食品表示法に基づき指示、命令、罰則等、所要の措置を講ずることとなります。</p> <p>(GM-64) (略)</p> <p>参考図表1 【図：遺伝子組換え食品の表示方法】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 組成、栄養価等が通常の農産物と同等のもの</p>	<p>3 なお、令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨の表示にあつては、分別生産流通管理が適切に行われていることに加え、遺伝子組換え農産物が含まれていないことが必要となりますが、行政が行う科学的検証の結果において、原料農産物に遺伝子組換え農産物が含まれていることが確認された場合は、「遺伝子組換えでない」という表示は不適正な表示となり、食品表示法に基づき指示、命令、罰則等、所要の措置を講ずることとなります。</p> <p>(GM-65) (略)</p> <p>参考図表1 【図：遺伝子組換え食品の表示方法】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 組成、栄養価等が通常の農産物と同等のもの</p>

① 加工後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が検出できる加工食品（豆腐、コーンスナック菓子等）



① 加工後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が検出できる加工食品（豆腐、コーンスナック菓子等）



Ⅱ 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われ、かつ遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる農産物を原材料とする場合

↑ 「大豆(遺伝子組換えでない)」等の任意表示

② (略)

② (略)

参考図表2 【表：遺伝子組換え食品の義務表示対象品目リスト】

食品の分類	義務表示の対象品目	表示方法
① 組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品	① ステアリドン酸産生大豆、高リンとうもろこし、DHA・EPA産生なたね ② ①を主な原材料とするもの(当該形質を有しなくなったものを除く。) ③ ②を主な原材料とするもの	「大豆(ステアリドン酸産生遺伝子組換え)」等の義務表示
② 組成、栄養価等が通常の農産物と同等である遺伝子組換え農産物が	<b>農産物</b> 9つ 大豆(枝豆、大豆もやしを含む。)、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイア、からしな	・分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物を原材料とする場

参考図表2 【表：遺伝子組換え食品の義務表示対象品目リスト】

食品の分類	義務表示の対象品目	表示方法
① 組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品	① ステアリドン酸産生大豆、高リンとうもろこし、DHA・EPA産生なたね ② ①を主な原材料とするもの(当該形質を有しなくなったものを除く。) ③ ②を主な原材料とするもの	「大豆(ステアリドン酸産生遺伝子組換え)」等の義務表示
② 組成、栄養価等が通常の農産物と同等である遺伝子組換え農産物が	<b>農産物</b> 9つ 大豆(枝豆、大豆もやしを含む。)、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイア、からしな	・分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物を原材料とする場



<p>存在する作目 (大豆、とうもろこし、ばれいしよ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな)に係る農産物及びこれを原材料とする加工食品であって、加工程後も組み換えられたDN A又はこれによつて生じたたんぱく質が残存するもの</p>	<p><b>加工食品</b> 33 食品群 (1) 豆腐・油揚げ類 (2) 凍り豆腐、おから及びゆば (3) 納豆 (4) 豆乳類 (5) みそ (6) 大豆煮豆 (7) 大豆缶詰及び大豆瓶詰 (8) きな粉 (9) 大豆いり豆 (10) 1から9までに掲げるもの主な原材料とするもの (11) 調理用の大豆を主な原材料とするもの (12) 大豆粉を主な原材料とするもの (13) 大豆たんぱくを主な原材料とするもの (14) 枝豆を主な原材料とするもの (15) 大豆もやしを主な原材料とするもの (16) コーンスナック菓子 (17) コーンスターチ (18) ポップコーン (19) 冷凍とうもろこし (20) とうもろこし缶詰及びとうも</p>	<p>合 → 「大豆(遺伝子組換え)等の義務表示」  ・ 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が不分別の農産物を原材料とする場合 合 → 「大豆(遺伝子組換え不分別)」等の義務表示</p>	<p><b>加工食品</b> 33 食品群 (1) 豆腐・油揚げ類 (2) 凍り豆腐、おから及びゆば (3) 納豆 (4) 豆乳類 (5) みそ (6) 大豆煮豆 (7) 大豆缶詰及び大豆瓶詰 (8) きな粉 (9) 大豆いり豆 (10) 1から9までに掲げるもの主な原材料とするもの (11) 調理用の大豆を主な原材料とするもの (12) 大豆粉を主な原材料とするもの (13) 大豆たんぱくを主な原材料とするもの (14) 枝豆を主な原材料とするもの (15) 大豆もやしを主な原材料とするもの (16) コーンスナック菓子 (17) コーンスターチ (18) ポップコーン (19) 冷凍とうもろこし (20) とうもろこし缶詰及びとうも</p>	<p>合 → 「大豆(遺伝子組換え)等の義務表示」  ・ 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が不分別の農産物を原材料とする場合 合 → 「大豆(遺伝子組換え不分別)」等の義務表示</p>
--	--	--	--	--

	<p>ろこし瓶詰</p> <p>(21) コーンフラワーを主な原材料とするもの</p> <p>(22) コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレーク除く。）</p> <p>(23) 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの</p> <p>(24) 16 から 20 までに掲げるものを主な原材料とするもの</p> <p>(25) ポテトスナック菓子</p> <p>(26) 冷凍ばれいしよ</p> <p>(27) 乾燥ばれいしよ</p> <p>(28) ばれいしよでん粉</p> <p>(29) 25 から 28 までに掲げるものを主な原材料とするもの</p> <p>(30) 調理用のばれいしよを主な原材料とするもの</p> <p>(31) アルファアルファを主な原材料とするもの</p> <p>(32) 調理用のてん菜を主な原材料とするもの</p> <p>(33) パパイヤを主な原材料とするもの</p>	<p>→ 「大豆（遺伝子組換えでない）」、「大豆（分別生産流通管理の任意表示）」等</p> <p>・（令和5年4月1日以降）分別生産流通管理が行われ、遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物を原材料とする場合</p> <p>→ 「大豆（遺伝子組換えでない）」等の任意表示</p>	<p>ろこし瓶詰</p> <p>(21) コーンフラワーを主な原材料とするもの</p> <p>(22) コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレーク除く。）</p> <p>(23) 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの</p> <p>(24) 16 から 20 までに掲げるものを主な原材料とするもの</p> <p>(25) ポテトスナック菓子</p> <p>(26) 冷凍ばれいしよ</p> <p>(27) 乾燥ばれいしよ</p> <p>(28) ばれいしよでん粉</p> <p>(29) 25 から 28 までに掲げるものを主な原材料とするもの</p> <p>(30) 調理用のばれいしよを主な原材料とするもの</p> <p>(31) アルファアルファを主な原材料とするもの</p> <p>(32) 調理用のてん菜を主な原材料とするもの</p> <p>(33) パパイヤを主な原材料とするもの</p>	<p>→ 「大豆（遺伝子組換えでない防止管理）」等の任意表示</p> <p>・ 分別生産流通管理が行われ、遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物を原材料とする場合</p> <p>→ 「大豆（遺伝子組換えでない）」等の任意表示</p>
<p>③ 組成、栄養価等が通常の農</p>	<p>③ 組成、栄養価等が通常の農</p>	<p>表示不要（ただし、表示す</p>	<p>表示不要（ただし、表示す</p>	<p>表示不要（ただし、表示す</p>

<p>産物と同等である遺伝子組換え農産物が存在する作物（大豆、とうもろこし、ばれいしよ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな）に係る農産物を原材料とする加工食品であって、組み換えられたDNA及びこれによって生じたたん白質が加工工程で除去・分解等されることにより、食品中に残り、食品中に残存しないもの</p>	<p>コーンフレーク 水飴 異性化液糖 デキストリン コーン油 菜種油 綿実油 砂糖（てん菜を主な原材料とするもの） これらを主な原材料とする食品</p>	<p>る場合には、上記②の表示方法に準じた方法で実施)</p>
<p>産物と同等である遺伝子組換え農産物が存在する作物（大豆、とうもろこし、ばれいしよ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな）に係る農産物を原材料とする加工食品であって、組み換えられたDNA及びこれによって生じたたん白質が加工工程で除去・分解等されることにより、食品中に残り、食品中に残存しないもの</p>	<p>コーンフレーク 水飴 異性化液糖 デキストリン コーン油 菜種油 綿実油 砂糖（てん菜を主な原材料とするもの） これらを主な原材料とする食品</p>	<p>る場合には、上記②の表示方法に準じた方法で実施)</p>

別添 ゲノム編集技術応用食品に関する事項～別添 食品添加物の不使用表  
示に関するガイドライン

別添 ゲノム編集技術応用食品に関する事項～別添 食品添加物の不使用表  
示に関するガイドライン

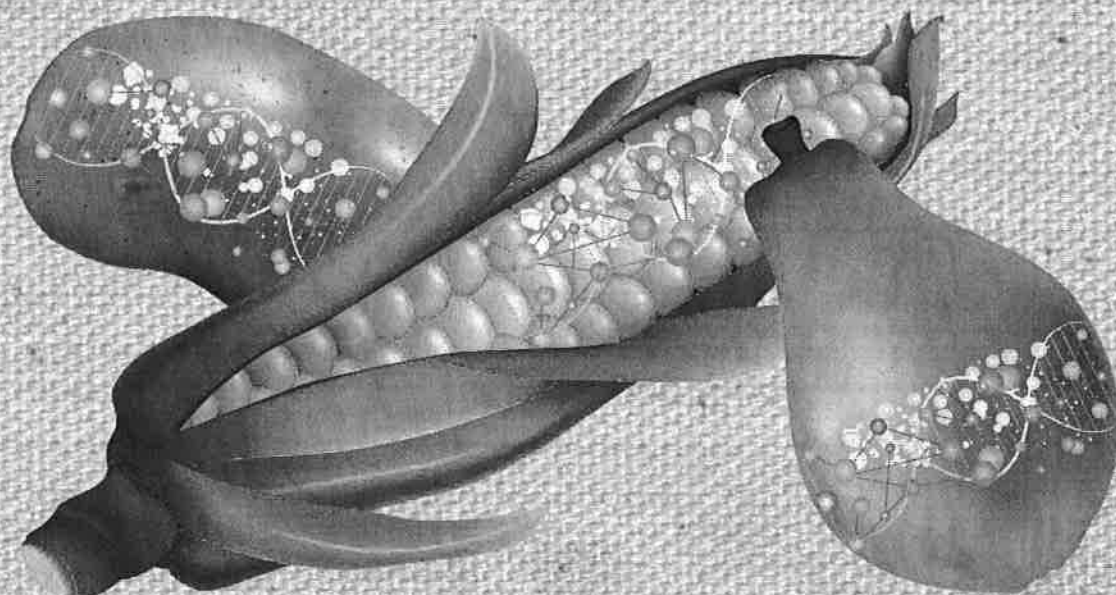




# 遺伝子組換え表示制度

—消費者が正しく理解できる情報発信を目指して—

遺伝子組換え表示制度には、義務表示と任意表示があります。  
任意表示は 2023 年 4 月 1 日から新しい制度になります。  
なお、義務表示は現行制度からの変更はありません。



遺伝子組換え食品とは、別の生物の細胞から取り出した有用な性質を持つ遺伝子を、その性質を持たせたい植物等の細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質を持たせる技術を用いて開発された作物及びこれを原材料とする加工食品です。

国内で流通している遺伝子組換え作物は、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づく安全性審査を経ています。

# 義務表示制度

遺伝子組換え表示制度は、食品表示基準<sup>※1</sup>（平成27年内閣府令第10号）に定められています。

※1 食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく内閣府令

## 義務対象<sup>※2</sup>

安全性審査を経て流通が認められた9農産物及びそれを原材料とした33加工食品群<sup>※3</sup>

（食品表示基準 別表第17）

対象農産物	加工食品 <sup>※4</sup>
大豆 （枝豆及び大豆もやしを含む。）	1 豆腐・油揚げ類、2 凍り豆腐、おから及びゆば、3 納豆、4 豆乳類、5 みそ、6 大豆煮豆、7 大豆缶詰及び大豆瓶詰、8 きなこ、9 大豆いり豆、10 1から9までに掲げるものを主な原材料とするもの、11 調理用の大豆を主な原材料とするもの、12 大豆粉を主な原材料とするもの、13 大豆たんぱくを主な原材料とするもの、14 枝豆を主な原材料とするもの、15 大豆もやしを主な原材料とするもの
とうもろこし	1 コーンスナック菓子、2 コーンスターチ、3 ポップコーン、4 冷凍とうもろこし、5 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰、6 コーンフラワーを主な原材料とするもの、7 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。）、8 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの、9 1から5までに掲げるものを主な原材料とするもの
ばれいしょ	1 ポテトスナック菓子、2 乾燥ばれいしょ、3 冷凍ばれいしょ、4 ばれいしょでん粉、5 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの、6 1から4までに掲げるものを主な原材料とするもの
なたね	
綿実	
アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	調理用のてん菜を主な原材料とするもの
パパイヤ	パパイヤを主な原材料とするもの
からしな	

★ しょうゆや植物油などは、最新の技術によっても組換えDNA等が検出できないため、表示義務はありませんが、任意で表示をすることは可能です。この場合は、義務対象品目と同じ表示ルールに従って表示してください。

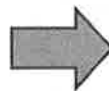
※2 従来のもとの組成、栄養価等が同等のもの

※3 組換えDNA等が残留し、科学的検証が可能と判断された品目

※4 表示義務の対象となるのは主な原材料（原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるもの）

## 表示方法

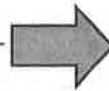
分別生産流通管理をして遺伝子組換え農産物を区別している場合及びそれを加工食品の原材料とした場合



分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示

<表示例>「大豆（遺伝子組換え）」等

分別生産流通管理をせず、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を区別していない場合及びそれを加工食品の原材料とした場合



遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示

<表示例>「大豆（遺伝子組換え不分別）」等

分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入が5%を超えていた場合及びそれを加工食品の原材料とした場合<sup>※5</sup>

「不分別」という言葉では消費者に分かりにくいとの指摘もあります。パッケージに余白がある場合は、「遺伝子組換え不分別」の意味について説明文を付記することが消費者の正しい理解につながります。

※5 大豆及びとうもろこしに限る

キーワード：「分別生産流通管理」

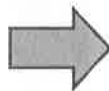
分別生産流通管理（IPハンドリング）とは、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、それが書類により証明されていることをいいます。

# 任意表示制度

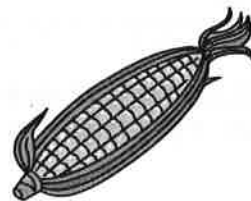
遺伝子組換えに関する任意表示制度について、情報が正確に伝わるように改正されます。改正後の食品表示基準は2023年4月1日に施行されます。

## 現行制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及  
とうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



「遺伝子組換えでないものを分別」  
「遺伝子組換えでない」  
等の表示が可能



## 新制度

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及  
とうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品

施行前でもこの表示は可能です。  
表示の早期切替えに御協力ください。



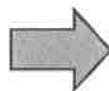
適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能

<表示例\*6>

「原材料に使用しているとうもろこしは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています」  
「大豆(分別生産流通管理済み)」  
「大豆(遺伝子組換え混入防止管理済)」等

\*6 遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を併せて表示することは可能ですが、表示と商品に矛盾がないように注意してください。

分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆及  
とうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品



「遺伝子組換えでない」  
「非遺伝子組換え」  
等の表示が可能



使用した原材料に応じて2つの表現に分けることにより、消費者の誤認防止や消費者の選択の機会の拡大につながります。

★ 大豆及びとうもろこし以外の対象農産物については、意図せざる混入率の定めはありません。それらを原材料とする加工食品に「遺伝子組換えでない」と表示する場合は、遺伝子組換え農産物の混入が認められないことが条件になります。

# 新たな任意表示制度に関する Q & A

**Q1** 改正食品表示基準の施行まで期間が空くのはなぜですか。

**A1** 改正後の食品表示基準は 2023 年 4 月 1 日に施行されますが、それまでの間が表示切替えのための準備期間になります。

改正食品表示基準の施行前においても、分別生産流通管理をして、意図せざる混入を 5 % 以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品に適切に分別生産流通管理された旨を表示することができますので、消費者への正確な情報提供のため、事業者におかれましては、表示の早期切替えをお願いします。

**Q2** 改正後の食品表示基準が施行されたら、それまでに製造した在庫は処分しなければならないのでしょうか。

**A2** 改正後の食品表示基準の施行前に現行制度に基づいた表示をした食品（例えば、倉庫にある商品在庫）については、施行後も販売することができます。

ただし、施行後に古い「遺伝子組換えでない」の表示（＝意図せざる混入が 5 % まで許容）が流通することは消費者の正しい選択を誤らせるおそれがありますので、事業者はできる限り施行前までに改正後の食品表示基準に即した表示への切替えをお願いします。

**Q3** 改正後の食品表示基準の施行前に作った包材を引き続き使うことはできますか。

**A3** 改正後の食品表示基準の施行後に使用する容器包装には、改正後の食品表示基準に即した表示をする必要があります。

例えば、適切に分別生産流通管理を行っているが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入がないことまでは担保できない農産物を使用する場合は、適切に分別生産流通管理された旨の表示をしてください。

**Q4** 適切に分別生産流通管理された旨を表示したいのですが、どのように表現したらよいでしょうか。

例えば、「遺伝子組換え大豆の混入が 5 % 以下になるように管理しています。」という表示はできますか。

**A4** 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分けて生産、流通及び製造加工の各段階で管理を行っていることが分かるように表示する必要があります。「分別生産流通管理済み」の代わりに、「IP ハンドリング済み」、「IP 管理済み」、「遺伝子組換え混入防止管理済み」という表現も使用することができます。

このとき、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入の割合について、表示の読み手の主観によって左右されるような表現（例えば、「遺伝子組換え大豆はほぼ含まれていません」、「遺伝子組換えとうもろこしの混入をできる限り抑えています。」等）は避けるべきと考えます。

例に挙げている表示のように、遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を合わせて表示することは可能ですが、事業者は表示と商品に矛盾がないように注意してください。

**Q5** 「遺伝子組換えでない」と表示するための条件を教えてください。

**A5** 適切に分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入がないことを確認した非遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品には、「遺伝子組換えでない」と表示することができます。

遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認方法としては、第三者分析機関等による分析や、以下を証明する書類等を備えておくことなどが考えられます。

- ① 生産地で遺伝子組換えの混入がないことを確認した農産物を専用コンテナ等に詰めて輸送し、製造者の下で初めて開封していること
- ② 国産品<sup>※7</sup>又は遺伝子組換え農産物の非商業栽培国で栽培されたものであり、生産、流通過程で、遺伝子組換え農産物の栽培国からの輸入品と混ざらないことを確認していること
- ③ 生産、流通過程で、各事業者において遺伝子組換え農産物が含まれていないことが証明されており、その旨が記載された分別生産流通管理証明書を用いて取引を行っている場合

なお、行政の行う科学的検証及び社会的検証の結果において、原材料に遺伝子組換え農産物が含まれていることが確認された場合には、不適正な表示となります。

※7 現在、日本において食用として使用することを目的とした遺伝子組換え作物の商業栽培はありません。

## 消費者庁食品表示企画課

東京都千代田区霞が関 3-1-1  
中央合同庁舎第 4 号館 6 階  
03-3507-8800（大代表）



遺伝子組換え表示

検索